



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 ミサワホーム株式会社
代表者名 代表取締役 竹中宣雄
(コード番号 1722 東証・名証第一部)
問合せ先 経営企画部長 苅米 信俊
(TEL : 03-3349-8088)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月下旬開催予定の当社第 14 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、同株主総会開催日につきましては決定次第お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 28 年 6 月 1 日施行の「建設業法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 55 号)において、建設業許可に係る業種区分に「解体工事」が追加されたこと等に伴い、現行定款第 2 条(目的)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第 19 条(員数)に定める取締役の員数の上限を 2 名増員し、10 名から 12 名に変更するものであります。
- (3) 業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるよう、また、今後も社内外問わず広く適切な人材を確保できるようにするため、現行定款第 24 条(社外取締役との責任限定契約)及び第 33 条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。なお、定款第 24 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月下旬(予定)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月下旬(予定)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的) 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、<u>ほ装</u>工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事及び清掃施設工事の設計、請負、施工及び監理</p> <p>③ } ④ } (記載省略) ⑤ } ⑥ }</p> <p>第19条(員数) 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第24条(社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第33条(社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>	<p>第2条(目的) 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>① (現行のとおり)</p> <p>② 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、<u>舗装</u>工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、<u>清掃施設工事及び解体工事</u>の設計、請負、施工及び監理</p> <p>③ } ④ } (現行のとおり) ⑤ } ⑥ }</p> <p>第19条(員数) 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第24条(取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>第33条(監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>

注) 第9回定時株主総会で決議された「第2号議案 定款一部変更の件」において、定款第2条(目的)本文に係る現行定款及び変更案の記載に一部誤記がありました。「次の事業」との記載は、正しくは「次の各号に掲げる事業」であります。

以上